



鈴鹿市犯罪被害者等支援条例を制定しました



本市では、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう「犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和3年4月1日から施行しました。

犯罪被害者等の置かれた状況は？



犯罪に巻き込まれた被害者やその家族または遺族(以下、「犯罪被害者等」といいます)の皆さんは、犯罪などによる直接的な被害だけでなく、心身の不調や苦痛、周囲の無理解や配慮に欠ける言動などによる間接的な被害(二次被害)に苦しめられることも少なくありません。

市では被害に遭われた方々の負担が少しでも軽減され、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携して、犯罪被害者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

主な支援内容

犯罪被害者等支援に関する相談

犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、状況に応じて、関係機関・団体と連携して支援を行います。



相談窓口 交通防犯課(市役所本館5階)

住居の確保に向けた支援

犯罪被害によって、それまでの住居に住むことが困難になった場合、市営住宅の活用や新たな住居の情報提供など、必要な支援を行います。



経済的負担の軽減

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、犯罪行為により重傷病や精神疾患を負われた被害者に対して、経済的負担の軽減を図るための支援金を給付します。詳しくは、交通防犯課へお問い合わせください。

種類	金額	対象	要件
遺族支援金	30万円	犯罪行為により亡くなった被害者の遺族	死亡
重傷病支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った被害者本人	療養期間1カ月以上かつ通算3日以上 の入院など
精神療養支援金	2万5千円	特定の犯罪行為により精神疾患を負った被害者本人	療養期間3カ月以上かつ通算3日以上 労務に服することができないなど

社会全体で支えましょう!



犯罪被害者等が平穏な暮らしを取り戻すためには、一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、寄り添い、二次被害が生じないように十分配慮することが大切です。犯罪被害者等を社会全体で支えるために、皆様のご理解とご協力をお願いします。